

事務連絡
令和6年2月1日

各地方運輸局自動車交通部長 } 殿
沖縄総合事務局運輸部長 }

物流・自動車局貨物流通事業課長

令和6年能登半島地震の影響に伴うトラック輸送対策について

令和6年1月1日に発生した能登半島地震の被災により、特定の被災地域（石川県の全域をいう。以下同じ。）においては、特にトラック車両の被害及び緊急物資輸送の大幅な増加等に伴い、トラック輸送力の不足が予想される。

このため、トラック輸送力を確保することにより、特定の被災地域の支援業務及び復興支援等に安定的に対応するという観点から、緊急時の対応として、下記の取扱いにより、一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車としてレンタカーを使用することを認めることとするので、事務処理に遺漏なきを期すとともに、管内運輸支局への周知徹底を図られたい。

記

1. 対象事業者

特定の被災地域の支援業務及び復興支援等にレンタカーを使用する者

2. 手続き

使用するレンタカーについては、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出等について」（令和元年8月1日国自貨第40号）による手続きのほか、次のとおり取扱うこととする。

（1）当該事前届出書の受理にあつては、次の事項について確認する。

- ① 特定の被災地域の支援業務及び復興支援等の用に供せられる車両であること。
- ② 自動車車庫の確保の状況
- ③ 乗務員の確保の状況
- ④ 運行管理者および整備管理者の選任の状況
- ⑤ 一般自動車損害保険（任意保険）の締結及び損害賠償能力の状況

当該事前届出については、増車実施予定日欄に減車予定年月日を併記することとし、これをもって減車の事前届出を省略する。

（2）（1）にかかわらず、代替による手続きも可能とする。

- (3) トラブルの防止及び利用者保護の観点から、使用するレンタカーには、別紙様式1を自動車の外側から見やすいように表示することとする。
- (4) 別紙様式1については、レンタカー使用に係る増車の事前届出等を行う事業者が、あらかじめ必要事項（別紙様式下線部分）を記入したうえ、当該事前届出書に添付することとし、運輸支局長は、当該届出の受理と同時に別紙様式に日付記入及び押印を行い、事業者へ手渡すものとする。

3. 期間

本取扱いは令和6年3月31日までとする。また、個々のレンタカー使用の期間については被害を受けた車両数の補完がなされるまでの期間とすること。ただし、当該期間は原則として14日間を超えないものとし、災害の復旧状況等やむを得ないと認められる理由がある場合には、当該期間の満了に際し、個別に延長することとする。

- 4. レンタカー届出の実績については、別紙様式2により各運輸局において実態を把握するものとする。

以上

事業用自動車

[事業者名：_____ (_____ 営業所)]

この車両（登録番号：_____）は、令和6年__月__日から同年__月__日までの間、貨物自動車運送事業法第3条の許可を受けた上記事業者の事業用自動車である。

- 注意事項
- この証明書は、自動車の外側から見やすいように表示すること。
 - この証明書は、届け出期間が過ぎたときは、速やかに返納すること。
 - 当該車両は、特定の被災地域の支援業務及び復興支援等の使用に限る。

令和6年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 印

(別紙様式2)

令和6年能登半島地震の影響に伴うトラック輸送対策
レンタカー使用実績状況 (令和 年1月/2月分)

運輸局

運輸支局名	事業者数 (者)	延車両数 (両)	延日車数 (日車)	備考
運輸局 計				

注 備考欄については、使用実績のあった事業者名（上位5社程度）を記載するものとする。

注 認可処分の件数を内数として（ ）に記載するものとする。